

静岡県「傷病野生鳥獣保護サポーター」への登録を希望される皆さんへ

静岡県自然保護課

このたびは、静岡県「傷病野生鳥獣保護サポーター」に関心をお寄せいただきありがとうございます。ありがとうございます。

サポーター制度は、県が保護した傷病の野生鳥獣のうち、治療委託先の動物園での治療は終わったものの、すぐには野生に放鳥獣できない状態の傷病鳥獣を、野生に復帰できる時まで一時的にサポーターにお世話していただくものです。

サポーター登録にあたっては、以下の点を御了承の上、お申し込みください。

- 1 登録してすぐに保護の案内があるとは限りません。
- 2 好みの種類ばかり保護の案内があるとは限りません（鳥類の大中型のサイズと獣類の区分は配慮します）。
- 3 保護中の費用（餌代やカゴ代など）はサポーター負担でお願いします。
- 4 鳥獣の症状によっては保護期間が長期化する場合があります。
- 5 ある程度野生に復帰できる状態に改善したら、速やかに放鳥獣していただきます。（野生復帰できるにもかかわらず理由なく保護を続けることはできません。）
- 6 県や関係機関から、現状について質問又は訪問を受ける場合があります。
- 7 元々傷病鳥獣なので、保護中に死亡してしまうことがあります。
- 8 県から案内する傷病鳥獣のみ保護対象です（県で保護依頼書を発行）。独自に回収した野生鳥獣は、無断で飼育できません。
- 9 県では生息数が比較的多い種や有害駆除されている種、特定外来生物に指定されている種は保護していませんので御了承ください。
- 10 この制度は本県独自の制度のため、県外では適用されません。（例えば、傷病鳥獣を保護中に県外へ転居する場合、その鳥獣は県へ返還。）

また、本来は許可なく捕獲や飼育をしてはいけない野生鳥獣を一時的とはいえ保護していただく関係上、サポーター登録された際は、申込書に書かれた事項（住所、氏名、生年月日、電話番号など）を県自然保護課のほか、地域を管轄する県農林事務所（森林整備課及び鳥獣保護管理員）、住所地を管轄する市町（鳥獣担当課）及び傷病治療委託先動物園にも情報提供させていただきますので御了承ください（野生鳥獣業務以外の目的で個人情報が取り扱われることはありません）。

○お問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部 環境局 自然保護課 自然保護班

電話054-221-2719 FAX054-221-3278

電子アドレス shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp